証券コード　7524
平成28年６月３日

株　主　各　位

大阪市阿倍野区阪南町２丁目20番14号
マルシェ株式会社
取締役社長　　加　藤　洋　嗣

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　このたびの平成28年熊本地震により被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。
　さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月17日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月19日（日曜日）午前10時30分
２．場　　所　大阪市住之江区南港北２丁目１番10号
アジア太平洋トレードセンター　１階　Ｃホール
（昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）
３．目的事項
報告事項　第44期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役５名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

以　上

〜〜

昨年より株主懇親会を中止しております。

当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表に表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.marche.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本添付書類に含まれる計算書類は、監査報告を作成するに際し監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。当社ウェブサイト掲載分につきましては、ご希望される株主様に郵送またはＦＡＸ送信させていただきますので、当社人事総務部（TEL：06-6624-8100[平日午前9:00～午後6:00]）までお知らせください。

また、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承ください。

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

１．会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、経済政策や円安等の影響により企業収益が緩やかに回復し、設備投資の増加や雇用情勢の改善傾向が見られたものの、中国をはじめとする海外経済の下振れリスクが高まる等、先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

外食業界におきましては、円安に伴う物価の上昇、人手不足等による労働需給の逼迫に加え、同業他社だけでなく中食に代表される異業種との競争も更に熾烈さを増し、依然として厳しい経営環境で推移いたしました。

このような経営環境のもと、当社は今期「昨年以上のお客様にお越し頂こう！」をスローガンに「既存店の立直しによる業績改善」、「人材の確保と教育による営業力の向上」、「企業の社会的責任（ＣＳＲ）の推進による内部統制の強化」等を対処すべき課題として捉え取り組んでまいりました。

「既存店の立直しによる業績改善」に対しては、各業態店舗において、他社外食チェーン店舗との差別化を図ったメニューフェアを実施することで新規顧客の開拓を含めた顧客満足を高めていくことで業績改善に努め、また、「人材の確保と教育による営業力の向上」に対しては、「店長塾」を継続的に実施し、店舗運営におけるマネジメント力や接客力の向上を図ることで営業力の強化に努めてまいりました。

その他、「企業の社会的責任（ＣＳＲ）の推進による内部統制の強化」に対しては、ステークホルダーの皆様に対し社会的責任を全うしていくための「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を平成27年12月４日に制定・公表し、また、来期以降、競争力及び経営効率を高め、当社独自のコア・コンピタンス（中核的な競争優位性）の最大限の発現に集中的に取組むべく、平成28年３月11日に第45期を初年度とする「中期経営計画（３ヵ年計画）」を制定・公表いたしました（詳細は、P.9からP.11「対処すべき課題」をご参照ください）。

この様な取組みを行った結果、売上高は、前期からの店舗数の減少等の影響もあり、97億50百万円（前年同期比4.5％減）となったものの、営業利益は、１億27百万円（前年同期比46.5％増）、経常利益は、１億74百万円（前年同期比21.7％増）の増益となりました。

しかしながら、経営効率を高めるべく、不採算店舗の将来的な収益性を慎重に見極め、減損損失や退店等による特別損失を４億28百万円計上した結果、当期純損失は２億75百万円（前年同期は当期純利益１億88百万円）の計上となりました。

【当事業年度の概況】

	前事業年度 （自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）	当事業年度 （自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）	前年同期比	
			増　減	増減率 （％）
売　　上　　高（百万円）	10,208	9,750	△458	△4.5
営　業　利　益（百万円）	87	127	40	46.5
経　常　利　益（百万円）	143	174	31	21.7
当期純利益（△損失）（百万円）	188	△275	△464	－
１株当たり当期純利益（△損失）	22円47銭	△33円01銭	△55円48銭	－

【売上高の状況】

（単位：千円）

		前事業年度 （自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）		当事業年度 （自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）		増　　減	
			構成比		構成比		増減率
《料飲部門》			%		%		%
酔虎伝		1,162,296	11.4	1,082,340	11.1	△79,956	△6.9
八剣伝		2,756,607	27.0	2,519,564	25.8	△237,043	△8.6
居心伝		1,565,646	15.3	1,456,944	14.9	△108,702	△6.9
その他		967,990	9.5	1,032,207	10.6	64,216	6.6
	海心丸	220,792	2.2	220,881	2.3	89	0.0
	樂待庵	170,142	1.7	169,721	1.7	△421	△0.2
	八右衛門	127,972	1.2	111,066	1.1	△16,906	△13.2
	串まん	104,844	1.0	92,656	1.0	△12,188	△11.6
	バルビダ	233,640	2.3	284,745	2.9	51,104	21.9
	ＧＯＴＴＯ	89,581	0.9	112,034	1.1	22,452	25.1
	その他	21,016	0.2	41,102	0.4	20,085	95.6
料飲売上高		6,452,541	63.2	6,091,056	62.5	△361,485	△5.6
《ＦＣ部門》 ロイヤリティ等売上計		720,125	7.0	705,903	7.2	△14,222	△2.0
《商品部門》							
	食材等販売	2,076,339	20.3	2,089,133	21.4	12,794	0.6
	酒類等販売	647,363	6.4	591,529	6.1	△55,834	△8.6
食材、酒類等販売売上高		2,723,703	26.7	2,680,663	27.5	△43,040	△1.6
その他部門売上高		311,862	3.1	272,512	2.8	△39,349	△12.6
合　計		10,208,232	100.0	9,750,135	100.0	△458,097	△4.5

①　料飲部門の販売の状況

料飲部門全体の売上高は、店舗数の減少や来客数の減少等により60億91百万円、前年同期比5.6%の減となりました。直営店における全店及び既存店の売上高、客数及び客単価の前年同期比は、以下のとおりとなります。

	全　　店			既　存　店		
	売上高	客　数	客単価	売上高	客　数	客単価
酔虎伝	93.1%	91.3%	102.0%	99.3%	97.4%	101.9%
八剣伝	91.4%	89.2%	102.5%	101.6%	99.3%	102.3%
居心伝	93.1%	93.5%	99.6%	98.1%	98.3%	99.8%
その他	106.6%	111.1%	95.9%	97.2%	94.8%	102.5%
合　計	94.4%	93.9%	100.6%	99.6%	98.0%	101.6%

（注）既存店とは、オープン月を含め13ヶ月以上営業している店舗であります。

②　ＦＣ部門の販売の状況

ＦＣ部門の売上は、ＦＣ加盟店からのロイヤリティ収入と販促物その他の販売等で、売上高は７億５百万円、前年同期比2.0%の減となりました。

その主な内訳は、ロイヤリティ収入が６億11百万円で前年同期比2.4%の減、加盟料収入は32百万円で前年同期比5.9%の減でありましたが、販促物その他売上高が61百万円で前年同期比4.9%の増でありました。

③　商品部門の販売の状況

商品部門の売上は、ＦＣ加盟店及びサプライヤーに対する食材、酒類等の販売であり、売上高は26億80百万円で前年同期比1.6%の減となりました。

その主な内訳は、食材等の販売は20億89百万円で前年同期比0.6%の増、酒類等の販売は５億91百万円で前年同期比8.6%の減でありました。

④　その他部門の販売の状況

その他部門売上高は２億72百万円で前年同期比12.6%の減となりました。

【業態別出退店の状況】

直営店及びＦＣ加盟店を合わせた当社グループ全店の店舗数は526店で、前期末店舗数比較で25店減少となりました。期間中の新規出店は17店、退店は42店でありました。

		前事業年度（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）					当事業年度（自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）				
		期首店舗数	出店数	退店数	期末店舗数	増減数	期首店舗数	出店数	退店数	期末店舗数	増減数
直営店	酔虎伝	18	0	4	14	△4	14	0	0	14	0
	八剣伝	93	4	23	74	△19	74	0	10	64	△10
	居心伝	38	1	4	35	△3	35	0	4	31	△4
	海心丸	4	1	1	4	0	4	1	0	5	1
	串まん	4	0	0	4	0	4	1	2	3	△1
	八右衛門	6	0	3	3	△3	3	1	0	4	1
	バルビダ	10	1	3	8	△2	8	2	0	10	2
	その他	1	3	0	4	3	4	0	0	4	0
小計		174	10	38	146	△28	146	5	16	135	△11
ＦＣ加盟店	酔虎伝	23	2	1	24	1	24	0	1	23	△1
	八剣伝	341	18	24	335	△6	335	9	20	324	△11
	居心伝	22	4	1	25	3	25	2	2	25	0
	その他	20	5	4	21	1	21	1	3	19	△2
小計		406	29	30	405	△1	405	12	26	391	△14
合計		580	39	68	551	△29	551	17	42	526	△25

【直営店の出店及び退店の内訳】

直営店の出店は新規出店が１店、ＦＣ加盟店からの譲受が２店、他業態からの業態変更が２店で計５店でありました。退店は完全退店が10店、ＦＣ加盟店への譲渡が２店、社員独立が２店、他業態への業態変更が２店で計16店でありました。

	出店			
	新規出店	ＦＣ加盟店からの譲受	業態変更	計
酔虎伝	－	－	－	－
八剣伝	－	－	－	－
居心伝	－	－	－	－
その他	1	2	2	5
計	1	2	2	5

	退店				
	完全退店	ＦＣ加盟店への譲渡	社員独立	業態変更	計
酔虎伝	－	－	－	－	－
八剣伝	5	1	2	2	10
居心伝	3	1	－	－	4
その他	2	－	－	－	2
計	10	2	2	2	16

【ＦＣ加盟店の出店及び退店の内訳】

ＦＣ加盟店の出店は新規出店が６店、直営店からの譲受が２店、社員独立が２店、業態変更が２店で計12店でありました。退店は完全退店が23店、直営店への譲渡が１店、業態変更が２店で計26店でありました。

	出店				
	新規出店	直営店からの譲受	社員独立	業態変更	計
酔虎伝	－	－	－	－	－
八剣伝	5	1	2	1	9
居心伝	1	1	－	－	2
その他	－	－	－	1	1
計	6	2	2	2	12

	退店			
	完全退店	直営店への譲渡	業態変更	計
酔虎伝	1	－	－	1
八剣伝	18	1	1	20
居心伝	2	－	－	2
その他	2	－	1	3
計	23	1	2	26

（２）資金調達等についての状況

①　資金調達

当事業年度において、新たに資金調達は行っておりません。

【キャッシュ・フローの状況に関する分析】

（単位：百万円）

項　　目	第44期（平成28年３月期）
営業活動によるキャッシュ・フロー	240
投資活動によるキャッシュ・フロー	△101
財務活動によるキャッシュ・フロー	△398
現金及び現金同等物の増減額	△259
現金及び現金同等物の期末残高	2,198

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、営業活動によるキャッシュ･フローが２億40百万円の収入、投資活動によるキャッシュ･フローが１億１百万円の支出、財務活動によるキャッシュ･フローが３億98百万円の支出となったことにより、前事業年度末と比べて２億59百万円減少し、21億98百万円となりました。

②　設備投資

当社における当事業年度の設備投資は、直営料飲店の出店５店（うちＦＣ加盟店からの譲受２店、業態変更２店）等を行い、設備投資額は１億70百万円となりました。

（単位：百万円）

内　　訳	金　額
店舗・事務所設備	170
入居保証金等	0
合　　計	170

（３）財産及び損益の状況

区　　分	第41期 (平成25年３月期)	第42期 (平成26年３月期)	第43期 (平成27年３月期)	第44期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売上高(百万円)	12,206	11,453	10,208	9,750
経常利益(百万円)	427	249	143	174
当期純利益(△損失)(百万円)	224	△1,402	188	△275
１株当たり当期純利益(△損失)　(円)	26.68	△167.01	22.47	△33.01
総資産(百万円)	8,046	6,019	6,164	5,267
純資産(百万円)	5,150	3,660	3,800	3,116

（４）対処すべき課題

当社は、先行き不透明な「経済構造」、多様化や商品選択眼が厳格化しつつある「消費構造」、円安による原材料費の上昇や労働需給の逼迫等の「業界構造」等の外部環境と当社の内部環境を十分に鑑み、中長期的な視点をもって愚直に経営課題に取り組む必要があると認識し、第45期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）を初年度とする「中期経営計画（３ヵ年計画)」を策定いたしました。

当社は、当社独自のコア・コンピタンス（中核的な競争優位性）として、酔虎伝・八剣伝・居心伝等のブランド力、それらブランドコンセプトに応じた店舗オペレーションのノウハウ、フランチャイズシステム導入による事業規模、日本津々浦々まで商品をお届けする物流販売網を有しております。

創業以来、「心の診療所を創造する」という経営理念の実践に努め、希薄化しつつある人々の絆を育む、健全なコミュニケーションの場を飲食とともに提供してまいりましたが、経営理念の実践を通じて蓄積された当社独自のコア・コンピタンスは、将来においても当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源であると考えます。

「中期経営計画（３ヵ年計画)」を通じて、店舗の退店等から発生する減損損失の抑制、売上高営業利益率の伸張、経営効率の改善等を図り、当社独自のコア・コンピタンスの最大限の発現、ひいては持続的な成長に努めてまいります。

当社は、「中期経営計画（３ヵ年計画)」を通じて、以下を「対処すべき課題」と認識しております。

①　既存直営店モデルの収益構造改革及び店舗営業力・各種業態のブランド力強化

経営効率の改善を図り、当社独自のコア・コンピタンスの最大限の発現を図るためには、まずは加盟店の模範となる既存直営店モデルの科学的分析手法を用いた収益構造改革の他、営業力や各種業態のブランド力強化を図るべく、既存顧客の満足度向上や新規顧客の獲得を導くためのマーケティング戦略の強化、ＱＳＣ（品質・サービス・清潔さ）の向上策、人材教育システムの強化・確立、人員不足の解消策等に努める必要があると認識しております。

②　更なる加盟店フォロー体制構築等による加盟店満足向上

当社グループは多くの加盟店によって構成されております（店舗数は、P.7をご参照ください）。当社独自のコア・コンピタンスの最大限の発現を図るためには、加盟店との共存共栄による当社グループ全体の成長が必要であると認識しております。そのような認識の下、当社は、既存直営店モデルの収益構造改革等を通じて蓄積したノウハウを活かし、加盟店が抱える諸問題に対して更に的確に対応し得る加盟店フォロー体制の構築を図り、加盟店満足の向上を図る必要があると認識しております。

③　新規ＦＣパッケージの創出による更なる加盟店満足向上

当社独自のコア・コンピタンスの最大限の発現を図るためには、加盟店に新たなビジネスチャンスを提供するべく新規ＦＣパッケージを創出し、更なる加盟店満足を高めていく必要があると認識しております。

④　競争力強化のためのリスク管理体制の見直し及びコーポレートガバナンスの強化

競争力を高めるとともに経営効率を高めていくために、ＥＲＭ（全社的リスクマネジメント）の構築や管理会計の実践によるリスク管理体制の構築が必要であると認識しております。

また、「社会の公器」として、コーポレートガバナンス・コードを意識した透明性高いガバナンス体制の構築を推し進めていくことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることが必要であると認識しております。

〈経営理念〉
　心の診療所を創造する。
〈長期ビジョン〉
　グループ全員のエネルギーを結集し、すべての人、すべての地域を元気にする。
〈中期経営計画の概要〉

基本戦略項目	平成29年３月期	平成30年３月期	平成31年３月期
既存店直営店モデルの収益構造改革 及び店舗営業力・各種業態のブランド力強化	⇒		
更なる加盟店フォロー体制構築等による 加盟店満足向上	⇒	⇒	
新規ＦＣパッケージの創出による 更なる加盟店満足向上	⇒	⇒	⇒
競争力強化のためのリスク管理体制の見直し 及びコーポレートガバナンスの強化	⇒	⇒	⇒

〈資本政策の基本方針〉
①　当社は、持続的な成長と企業価値向上を図るために、資本効率の追求と財務健全性の維持向上との最適なバランスを確保することを資本政策の基本方針とする。そのための重要業績評価指標（KPIs）として自己資本利益率（ROE）、１株当たり当期純利益（EPS）、売上高営業利益率、配当性向の目標値を設定し公表する。
②　当社は、資本政策の基本方針に基づき、利益配分については安定配当の継続を基本として、業績の動向、配当性向、財務面での健全性等を総合的に勘案して配分する。また内部留保金については、中長期的観点から企業価値向上を図るために取締役会が必要であると判断した施策を中心に有効活用することを基本とする。
③　当社が支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合には、取締役会において、客観的な専門家の意見も取り入れる等、その必要性と合理性を企業価値向上の視点から十分に審議の上決議するとともに、株主・投資家に対して十分な説明をする。
④　当社中期経営計画（平成29年３月期から平成31年３月期まで）における重要業績評価指標（KPIs）

	平成31年３月期
ＲＯＥ（自己資本利益率）	６％以上
ＥＰＳ（１株当たり当期純利益）	27円以上
売上高営業利益率	３％以上
配当性向	35％を目途

（５）主要な事業内容

当社は居酒屋チェーン（フランチャイズ事業を含む）を中心に展開する外食事業を主な事業としております。

事業部門の名称		事業内容
料飲部門		
	酔虎伝	和食・洋食・中華とバラエティに富んだメニュー構成を取り、大衆価格による料飲の提供
	八剣伝	炭火串焼きを中心とした地域に密着した居酒屋による料飲の提供
	居心伝	“明るく気楽な食事と団欒のお手伝い”をテーマに低価格、少量多種メニューによる料飲の提供
	その他	上記以外の業態
ＦＣ部門		ＦＣ加盟店に対する経営指導及びロイヤリティの受取
商品部門		直営店及びサプライヤーを通してＦＣ加盟店に酒類・食材を供給
その他部門		管理部門 ＦＣ加盟店への設備の販売等

（６）主要な事業所及び使用人の状況

① 本社及び支店等（平成28年３月31日現在）

名称	所在地
本社	大阪市阿倍野区
東京支店	東京都豊島区
東北営業所	仙台市青葉区
名古屋支店	愛知県北名古屋市
岡山支店	岡山市北区
広島支店	広島市安佐南区
九州営業所	福岡県糟屋郡粕屋町

② 直営店舗（平成28年３月31日現在）

所在地	店舗数	所在地	店舗数
宮城県	4	大阪府	62
東京都	11	兵庫県	21
埼玉県	1	岡山県	6
千葉県	3	愛媛県	1
神奈川県	1	広島県	4
静岡県	1	福岡県	2
愛知県	9	熊本県	2
京都府	7	合計	135

③ 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

区分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	194名	10名減	39.6歳	8.5年
女性	38名	３名減	39.4歳	10.3年

（注） 臨時使用人を含む使用人数は、1,390名（前事業年度末比135名減）となります。

（７）主要な借入先及び借入額（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

株式の状況（平成28年３月31日現在）

（１）　発行可能株式総数　18,400,000株
（２）　発行済株式の総数　8,550,400株
（３）　株主数　13,293名
（４）　１単元の株式数　100株
（５）　大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
谷垣　忠成	985	12.3
アサヒビール株式会社	611	7.6
麒麟麦酒株式会社	270	3.4
丸紅株式会社	200	2.5
サントリー酒類株式会社	161	2.0
株式会社三井住友銀行	160	2.0
株式会社みずほ銀行	159	2.0
谷垣　雅之	140	1.8
日本生命保険相互会社	102	1.3
株式会社ニチレイフレッシュ	98	1.2

（注）　持株比率は自己株式（521,598株）を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加藤洋嗣	
取締役会長	谷垣雅之	
取締役	岡部幸雄	東日本営業本部長
取締役	田中浩子	大阪成蹊大学マネジメント学部教授
取締役	持永政人	摂南大学経済学部教授
常勤監査役	津呂祐次	
監査役	田浦清	弁護士 田浦清法律事務所所長
監査役	岩田潤	公認会計士 税理士 岩田公認会計士事務所所長 ＢＴＪ税理士法人代表社員 株式会社ドーン社外取締役 アトラ株式会社社外監査役

（注）１．岡部幸雄氏は、平成27年６月14日開催の第43回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
２．川角茂樹氏は平成27年５月15日付で辞任により取締役を退任いたしました。
３．取締役田中浩子氏及び同持永政人氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
４．社外取締役田中浩子氏は、平成28年４月１日付で県立広島大学大学院経営管理研究科教授に就任しております。
５．監査役田浦清氏及び同岩田潤氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
６．監査役田浦清氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
７．監査役岩田潤氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
８．社外取締役田中浩子氏及び同持永政人氏並びに社外監査役岩田潤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

（２）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

（３）取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支給額（千円）
取　　締　　役	６名	46,150
（内　社　外　取　締　役）	（　２名　）	(7,200)
監　　査　　役	３名	12,450
（内　社　外　監　査　役）	（　２名　）	(6,450)
合　　計	９名	58,600

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．上記の取締役及び監査役の支給人員には、平成27年５月15日付で退任した取締役１名を含んでおります。
３．取締役の報酬限度額は、平成３年11月５日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成18年６月25日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

（４）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は「４．会社役員に関する事項（１）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。また、当社と当該他の法人等の特別な関係はございません。

② 社外役員の活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役	田　中　浩　子	当期開催の取締役会には15回中14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取　締　役	持　永　政　人	当期開催の取締役会には15回中15回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監　査　役	田　浦　　清	当期開催の取締役会には15回中15回、監査役会には13回中13回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監　査　役	岩　田　　潤	当期開催の取締役会には15回中14回、監査役会には13回中11回出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

５．会計監査人に関する事項

（１）名　　称　有限責任 あずさ監査法人

（２）報酬等の額

（単位：千円）

	支　払　額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	18,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000

（注）１．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

（３）解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項の定める項目に該当し、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役全員一致の決議により、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会の目的とする、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．会社の体制及び方針

取締役会において決議した内容の概要は以下のとおりであります。

（１）業務の適正を確保するための体制

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1)　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、且つ社会的責任及び企業倫理を果たすため、行動指針としてマルシェ企業行動基準を定め全役職員に周知徹底する。

2)　企業倫理委員会を設置し、法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認と問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。

3)　企業倫理を確立するための具体的施策を検討するための企業倫理委員会において、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施するとともに、マルシェ企業行動基準の見直しを行う等、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透をはかる。

4)　内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役及び監査役会に対しその結果を報告する。

5)　社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持つことのない体制を整えるとともに、不当要求があった場合は、人事総務部を対応窓口として警察、顧問弁護士等と連携を密に組織的に対応する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1)　取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い適切に保存し管理する。

2)　取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧する事ができる。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1)　「リスクマネジメント基本規程」を定め、当社及び子会社の企業活動に関連する内外の様々なリスクの管理を行う。
2)　リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社のリスクを統括、管理する。
3)　リスク管理委員会の直下に店舗事故予防委員会を設置し、店舗における事故を未然に防止する。
4)　各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理委員会へ定期的にその管理状況を報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

1)　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月１回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関し迅速に的確な意思決定を行う。
2)　取締役会の決定に基づく業務執行については、各役職者の権限及び責任の明確化のため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1)　子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社及び子会社全体を網羅的・統括的に管理する。
2)　子会社を管理する部署を配置し、「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する。
3)　子会社を当社の内部監査室による定期的な監査の対象とし、内部監査部門は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。

⑥　財務報告の適正性を確保するための体制

1)　経理関連規程を策定し、法令及び会計基準に従って適切な会計処理を行う。
2)　法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正且つ適時に財務報告を行う。
3)　内部監査室は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握、記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
4)　財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行う。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1)　監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議の上、人選を行う。

2)　当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得た上で決定する。

3)　監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役もしくは監査役会に帰属するものとし、取締役及び使用人は、監査役の補助使用人に対して指揮命令権限を有しない。

4)　当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとし、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定に当たっては、事前に監査役会の同意を必要とする。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

1)　監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い取締役会の他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

2)　取締役及び使用人は、監査役の要求に応じて自己の職務執行の状況を報告する。

3)　取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生または発生する虞があるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役にその都度直ちに報告する。

4)　通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。

5)　内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に通知する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)　監査役は、内部監査室と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び助言・勧告事項等について協議及び意見交換する等、密接な情報交換及び連携を図る。

2)　監査役は、会計監査人とも意見交換を行い、連携且つ相互に牽制をはかる。

3)　監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）のうち「会社法の一部を改正する法律」（平成26年度法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

①　取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を15回開催し、各議案についての審議、業務執行の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また代表取締役社長を筆頭として、社内取締役・各執行役員・部門長が職務権限規程や業務分掌規程に従い、各事業・各エリアを統括して業務執行・監督を担い部分最適を図る一方、毎月２回、取締役の他各執行役員・部門長が出席する経営委員会を通じて全体最適を図ることにより、業務執行の適正性や効率性を確保しております。

②　監査役の職務執行

監査役は、当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営委員会等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査人との間で定期的に意見交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

③　リスク管理体制

当社はＰＤＣＡサイクルでリスクマネジメントを実践し、事業の継続・安定的発展の確保に努めております。そのため「リスクマネジメント規程」を策定し、取締役会の直下に代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、リスクの回避・低減・移転に努めております。

また、リスク管理委員会直下に、店舗事故予防を目的とした店舗事故予防委員会、メニュー表記の合法性や合理性を確保することを目的としたメニュー表示適正化委員会、及び食の安全安心確保を目的とした品質管理委員会を設置し、柔軟且つ機動的にリスク管理に努めております。

④　コンプライアンス

当社は、当社役職員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、内部通報規程に基づいて報告した通報者が、報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

⑤　内部監査

社長直轄で独立した部門として内部監査室を設置し、年間内部監査計画や社長特命の下、当社各部門の業務執行の監査及び内部統制監査を実施しております。

（３）コーポレートガバナンス・コードへの対応

当社は、平成27年６月１日以降東京証券取引所が上場規則により適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」に対応すべく、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定の上、「コーポレートガバナンスに関する報告書」を平成27年12月４日付で同取引所へ提出しております。今後も、本ガイドラインに定める事項の実践を通じて、株主をはじめとする全てのステークホルダーの皆様との信頼を育み、社会に必要とされる健全で持続的な企業の発展を目指してまいります。

（４）会社の支配に関する基本方針

当社は、平成28年５月27日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号に定めるものをいいます。）を決定するとともに、かかる基本方

針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ（２））に定めるものをいいます。）として、平成28年６月19日開催予定の第44回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）を導入することを決定しました。本施策の詳細につきましては、株主総会参考書類の第５号議案をご参照ください。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,923,317**	**流動負債**	**1,432,178**
現金及び預金	2,233,741	買掛金	644,853
売掛金	455,748	未払金	424,031
商品	17,753	未払費用	10,092
店舗食材	32,957	未払法人税等	58,875
貯蔵品	7,115	前受金	3,569
前払費用	78,326	預り金	66,688
その他	97,995	前受収益	57,578
貸倒引当金	△320	賞与引当金	71,388
固定資産	**2,344,359**	株主優待引当金	29,390
有形固定資産	**1,081,556**	資産除去債務	11,342
建物	781,620	その他	54,367
構築物	27,855	**固定負債**	**719,494**
工具、器具及び備品	48,175	繰延税金負債	46,817
土地	223,905	資産除去債務	151,632
無形固定資産	**99,352**	長期預り保証金	427,488
ソフトウェア	23,601	その他	93,556
その他	75,751	**負債合計**	**2,151,672**
投資その他の資産	**1,163,449**	**純資産の部**	
投資有価証券	235,758	**株主資本**	**3,027,256**
関係会社株式	1,400	**資本金**	**1,510,530**
出資金	31	**資本剰余金**	**1,619,390**
長期貸付金	963	資本準備金	1,619,390
従業員に対する長期貸付金	729	**利益剰余金**	**350,328**
破産更生債権等	17,319	利益準備金	66,982
長期前払費用	2,622	その他利益剰余金	283,346
差入保証金	879,046	別途積立金	513,112
その他	46,967	繰越利益剰余金	△229,766
貸倒引当金	△21,388	**自己株式**	**△452,992**
		評価・換算差額等	**88,747**
		その他有価証券評価差額金	**88,747**
資産合計	**5,267,676**	**純資産合計**	**3,116,003**
		負債・純資産合計	**5,267,676**

損　益　計　算　書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,750,135**
売上原価		**4,205,714**
売上総利益		**5,544,421**
販売費及び一般管理費		**5,416,869**
営業利益		**127,551**
営業外収益		
受取利息	2,299	
受取配当金	3,037	
受取家賃	18,944	
解約返戻金	9,795	
その他	16,878	50,954
営業外費用		
たな卸資産廃棄損	689	
支払手数料	385	
その他	2,850	3,925
経常利益		**174,579**
特別利益		
固定資産売却益	10,157	10,157
特別損失		
固定資産除却損	3,382	
減損損失	420,298	
店舗賃借解約損	4,654	
その他	150	428,486
税引前当期純損失		**243,748**
法人税、住民税及び事業税	40,131	
法人税等調整額	△8,202	31,928
当期純損失		**275,676**

会計監査人の会計監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成28年５月19日

マルシェ株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西　野　裕　久　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　桂　木　　茂　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　黒　川　智　哉　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、マルシェ株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の貸借対照表に関する注記に記載されているとおり、会社が加入する「大阪料飲サービス業厚生年金基金」（総合型）は、代議員会で解散の方針を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書（謄本）

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。　また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役及び会計監査人から受けております。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月23日

マルシェ株式会社　　監査役会

常勤監査役　津 呂　　祐 次　㊞

監　査　役　田 浦　　清　㊞

監　査　役　岩 田　　潤　㊞

（注）監査役 田浦清 及び岩田潤は、会社法第２条16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

当社は、平成28年３月期の決算において、229,766,889円の繰越利益剰余金の欠損を計上しました。この欠損の填補及び当社基本方針である安定的な配当を実施するとともに、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本準備金及び利益準備金を減少並びに別途積立金を取崩し、以下のとおりといたしたいと存じます。

（１）資本準備金及び利益準備金の額の減少について

会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、利益準備金全額を減少し、繰越利益剰余金に振り替えます。

１）　減少する資本準備金及び利益準備金の額

資本準備金　1,619,390,000円のうち802,663,644円

利益準備金　66,982,409円全額

２）　増加するその他資本剰余金及び繰越利益剰余金の額

その他資本剰余金　　802,663,644円

繰越利益剰余金　　66,982,409円

（２）別途積立金の取崩しについて

会社法第452条の規定に基づき、別途積立金で繰越利益剰余金を欠損填補いたします。

（３）資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに別途積立金の取崩しが効力を生じる日

平成28年６月19日

２．期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類　金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株当たり５円　総額40,144,010円

なお、中間配当金として５円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株当たり10円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日　平成28年６月20日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）将来の機動的な資本政策のため、現行定款第６条の発行可能株式総数を34,201,600株に変更するものであります。

（２）当社は、平成28年５月27日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定しました。更に、当社は、この基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みが必要であると考えており、その取組みの一つとして、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）について、その具体的内容を決定いたしました。当該対応策においては、その導入にあたり株主の皆様の意思を反映させるため、当該対応策に関する事項の決定を株主総会の権限とする根拠規定を当社定款第46条に新設するものであります。また、当該対応策に基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当て等の対抗措置については、取締役会の決議による他、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議で行うことを予定しておりますので、かかる点を定款上明確化するために、第47条を新設するものであります。

２．変更の内容

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第１条～第５条（条文省略）	第１条～第５条（現行どおり）
第２章　株式 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、18,400,000株とする。	第２章　株式 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、34,201,600株とする。
第７条～第45条（条文省略）	第７条～第45条（現行どおり）
（新設）	第８章　買収防衛策 （買収防衛策の導入等） 第46条　当会社は、株主総会において、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による、当会社の発行する株式その他の権利の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。
（新設）	（対抗措置発動等の決定機関） 第47条　当会社は、前条に定める買収防衛策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定することができる。

第３号議案　取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（５名）は任期満了となりますので、社外取締役２名を含む取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	加藤洋嗣（か とう ひろ つぐ） （昭和48年９月８日生）	平成８年４月　当社入社 平成23年４月　当社関西八剣伝統括次長 平成26年１月　当社執行役員（西日本営業本部関西八剣伝統括部長） 平成26年４月　当社執行役員社長 平成26年６月　当社代表取締役社長 平成27年４月　当社代表取締役社長執行役員（関西八剣伝事業部長） 平成27年４月　当社代表取締役社長執行役員 平成27年６月　当社代表取締役社長　現任	8,500株
2	谷垣雅之（たに がき まさ ゆき） （昭和37年11月21日生）	平成４年４月　当社入社 平成９年６月　当社取締役（人事総務部長） 平成11年４月　当社常務取締役（管理本部副本部長兼経営企画室長） 平成12年４月　当社代表取締役社長 平成26年４月　当社代表取締役 平成26年６月　当社取締役相談役 平成27年６月　当社取締役会長　現任	140,576株
3	岡部幸雄（おか べ さち お） （昭和40年７月３日生）	昭和61年２月　当社入社 平成10年５月　当社メニュー開発部次長 平成13年10月　当社名古屋支店長 平成14年７月　当社理事（名古屋支店長） 平成18年４月　当社執行役員（名古屋支店長） 平成26年４月　当社常務執行役員（東日本営業本部長） 平成27年６月　当社取締役（東日本営業本部長） 平成28年４月　当社取締役（関西東日本営業統括本部長）　現任	600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	田中浩子（たなかひろこ） （昭和40年４月１日生）	平成元年４月　同志社女子大学公衆栄養学研究室実習助手 平成３年４月　京都府栄養士会入会（管理栄養士） 平成11年10月　有限会社田中浩子事務所（現 株式会社Taste One）設立同代表取締役 平成19年４月　大手前栄養学院専門学校非常勤講師 平成20年６月　当社取締役　現任 平成23年７月　大阪成蹊大学マネジメント学部准教授 平成26年４月　大阪成蹊大学マネジメント学部教授 平成28年４月　県立広島大学大学院経営管理研究科教授　現任	5,000株
5	持永政人（もちながまさひと） （昭和31年９月２日生）	平成14年４月　藤田観光株式会社　人事部長 平成15年３月　東京ベイ有明ワシントンホテル総支配人 平成18年３月　フォーシーズンズホテル椿山荘東京　総支配人 平成22年４月　摂南大学経済学部　教授　現任 平成23年６月　当社取締役　現任	4,000株

（注）１．各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

２．田中浩子氏及び持永政人氏は社外取締役候補者であります。

３．田中浩子氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。
田中浩子氏は管理栄養士として得た、食生活コンサルティングや管理栄養士のビジネスマネジメントの豊富な知識と多くの経験を有しており、当社の経営に対して、意見・アドバイスをいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。
同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年であります。

４．持永政人氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。
持永政人氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、労務管理、教育研修、サービス全般についての豊富な知識と多くの経験を有しており、また摂南大学経済学部教授であり、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届出ております。
同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年であります。

５．当社は、田中浩子氏及び持永政人氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、田中浩子氏及び持永政人氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役津呂祐次氏は任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　歴、　当　社　に　お　け　る　地　位 （重　要　な　兼　職　の　状　況）	所有する 当社株式の数
津　呂　祐　次 （つ　ろ　ゆう　じ） （昭和17年３月３日生）	平成15年10月　　当社入社　広報担当顧問 平成16年２月　　当社社長室顧問 平成16年６月　　当社常勤監査役　現任	－株

（注）１．候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

２．当社は、現在、会社法第427条第１項の規定に基づき、候補者と会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

第５号議案　当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、平成28年５月27日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ（２））として、当社株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等）の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の内容を決議いたしました。

そこで、本議案は本プランについて株主の皆様の意思を適切に反映させるため、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認、可決されることを条件として、承認可決後の当社定款第46条に基づき、出席株主の皆様の過半数の賛成をもって本プラン導入のご承認をお願いするものであります。

なお、平成28年５月27日開催の当社取締役会においては、社外監査役２名を含む当社監査役３名全員が出席し、いずれの監査役からも、本プランの運用が適切に行われることを条件として導入することに同意を得ております。

また、平成28年３月31日現在の当社大株主の状況は、別紙１のとおりであります。現時点において、当社は、当社株券等の大量買付行為に関する提案は一切受けておりません。

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

昨今、日本の企業社会の構造は大きく変化しつつあります。例えば、平成27年６月有価証券上場規程（以下「上場規程」といいます。）一部改正に伴うコーポレートガバナンス・コードの施行に伴い、政策保有株式の解消が進み、会社は株主のものとする考え方や株主の声に配慮した経営が一層浸透する一方で、企業買収の対象となる株式市場、企業社会の理解も深まってきております。

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上を図ることが株主共同の利益に資するとして、これを最重要経営課題として捉え、その実現に日々努めておりますが、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

Ⅱ. 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上を図ることが株主共同の利益に資するとして、最重要経営課題として捉え、以下のような事項をはじめ、当社の企業価値・株主共同利益の向上のための様々な取組みを行っており、また、継続してまいります。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付け行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記Ⅰに記載の当社財務及び事業の方針の決定に資するものであると考えております。

１. 中期経営計画に沿った収益構造改革

当社のコア・コンピタンス（中核的な競争優位性）は、酔虎伝・八剣伝・居心伝等のブランド力、それらブランドコンセプトに応じた店舗オペレーションのノウハウ、フランチャイズシステム導入による事業規模、日本津々浦々まで商品をお届けする物流販売網にあります。

当社は創業以来、「心の診療所を創造する」という経営理念の実践に努め、希薄化しつつある人々の絆を育む、健全なコミュニケーションの場を飲食とともに提供してまいりました。経営理念の実践を通じて蓄積された当社独自のコア・コンピタンスは、将来においても当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源であると考えます。

平成28年３月11日付で、「グループ全員のエネルギーを結集し、すべての人、すべての地域を元気にする」という長期ビジョンを掲げ、今期を初年度とする中期経営計画を公表いたしました。当社は、コア・コンピタンスを最大限に発現させ、当社の企業価値・株主共同利益の向上に結びつけるためには、中長期的な視点で愚直に経営課題に対処しながらコア・コンピタンスの最大限の発現化に努め、持続的な成長を実現化していく必要があると考えます。また、企業として成長・発展し続けることそのものが、株主、国内外のお客様、取引先、当社使用人その他のステークホルダーの皆様に更なる価値

を提供し、皆様からの一層の信頼を得ることに繋がるものと確信しております。

＜中期経営計画(平成28年４月１日から平成31年３月31日まで)の概要＞

①主要経営戦略（コア・コンピタンスの最大限の発現）

➢ 既存直営店モデルの見直し（収益構造改革）
　－ モデル店足りうる収益構造の再構築
　－ 優先順位を明確化した資源配分の実行

➢ 加盟店に対するアフターフォロー体制の充実
　－ スーパーバイザーの経営コンサルティング力等の向上
　－ 加盟店満足度の向上

➢ 新規ＦＣパッケージの創出
　－ 第４の柱となる新規ＦＣパッケージの創出
　－ 更なる加盟店満足度の向上

②重要業績評価指標(KPIs)

	平成31年３月期
ＲＯＥ（自己資本利益率）	６％以上
ＥＰＳ（１株当たり当期純利益）	27円以上
売上高営業利益率	３％以上
配当性向	35%を目途

２．コーポレートガバナンス体制の強化

以上の取組みに加えて、当社は、上記Ｉに記載の基本方針の実現に資する取組みとして、当社のコーポレートガバナンス体制の強化を進めております。当社は、平成27年６月１日以降、上場規程一部改正に伴い施行されたコーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を十分に斟酌した上、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するべく、平成27年12月４日に「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。）を制定いたしました。本ガイドラインを遵守することにより、経営の効率性と公正性を確保する効果的なコーポレートガバナンス体制を構築し、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行い、多様な利害関係者との適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たすことが、長期的・持続的に企業価値・株主共同の利益を向上させ、上記Ｉ記載の基本方針の実現に資するものと考えます。当社は、この認識のもとに、以下のコーポレートガバナンス体制を構築しています。

①業務執行及び監査・監督の機能に係る事項（コーポレートガバナンス体制の概要）

当社取締役会は取締役５名（内、独立社外取締役２名）、監査役３名（内、独立社外監査役１名、社外監査役１名）で構成しております。専門的見識を有した独立社外取締役２名以上の者を招聘し経営監視機能の強化

を図るとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する独立社外監査役を含む監査役が出席し経営の適法性を担保しております。

当社取締役会は、経営の監督機能に重点化した運営を行うことを方針とし、法令や事業の特殊性において許容される限り、迅速な意思決定や機動的な組織運営を可能とするべく、業務執行の意思決定を業務執行機関（代表取締役、業務担当取締役及び執行役員）に委任する他、執行役員制度を採用しております。また、当社取締役会は、毎月最低１回開催し、取締役会規則で明文化した取締役会付議事項についての審議・決定を行うことに加え、全社的な業績や業務執行状況、リスク管理委員会からの報告について助言・審議・監督を行っております。

当社監査役会は、会計もしくは法律等、専門的立場から独立性を発揮して監査を実行することにより、業務執行機関に対する監視・監督機能の実効性を確保しております。

業務執行機関については、代表取締役社長を筆頭として、業務担当取締役・各執行役員・部門長が各事業・各エリアを業務執行・監督を担うことで部分最適を図り、また、取締役の他各執行役員・部門長で経営委員会（毎月２回）を構成して、各部門・各支店の状況を共有し、全体最適を図っております。内部監査体制については、代表取締役社長直轄で独立した部門として内部監査室を設置し、年間内部監査計画や社長特命の下、各部門の業務遂行状況を監査しております。

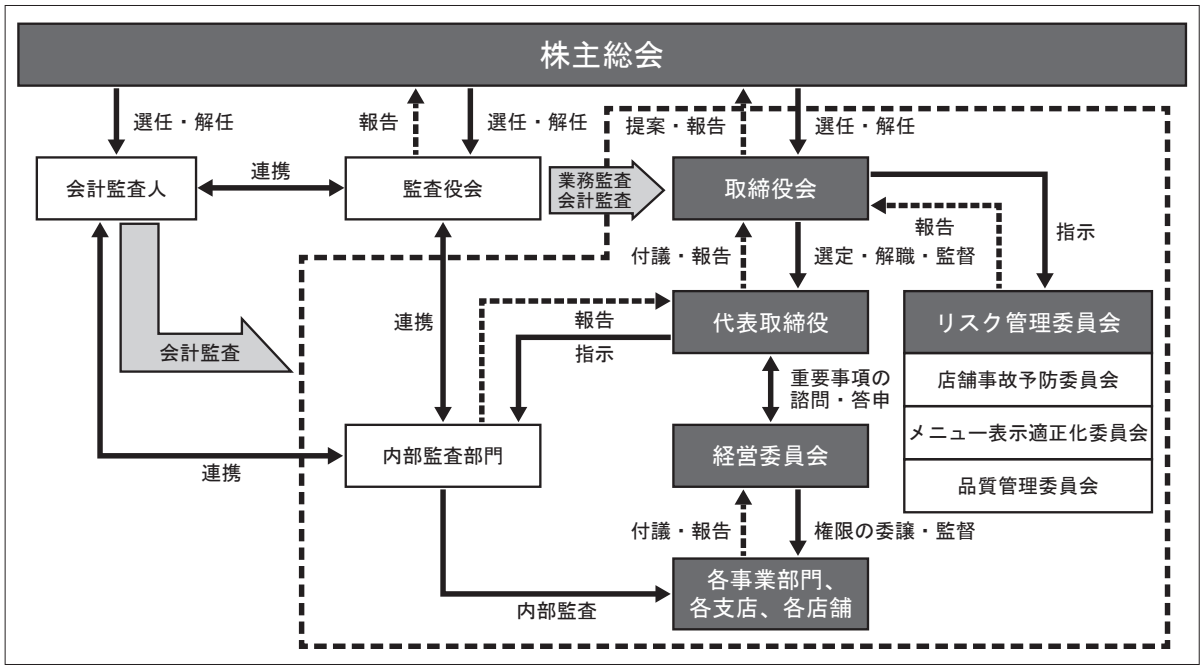

②当社が現行の体制を採用する理由

当社の業務につき高い知識と経験を有する社内取締役を中心として実態に即した経営にあたることが、経営の効率性及び有効性を高めるために効果的であると判断する一方で、経営の透明性と健全性を担保するべく、独立性の高い独立社外取締役を２名以上選任し取締役会の監督機能の強化を図っております。また、監査役については、当社業務に精通した社内監査役を常勤監査役に選任する一方で、２名以上の独立性が高い社外監査役（公認会計士・弁護士）を選任し、監査役監査の実効性を担保しております。

当社は、外部環境及び内部環境を十分に斟酌した上で、上記記載の体制を採用することが、経営の迅速性、透明性、健全性の確保につながるものと考え、現状の企業統治体制（監査役会設置会社）を設計・採用しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

１．本プラン導入の目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくことを目的に導入するものであります。

昨今、対象となる会社の経営陣と事前の十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に株券等の大量買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。当社は、株券等の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し向上させていくことに資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、また、当社の支配権が移転することに伴う大量買付けの提案に応じるか否かの判断は、株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付けの中には、その目的から見て企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し向上させることに対して明白に侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付け等の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資さないものも想定されます。

当社が、独自のコア・コンピタンスを維持・向上させ、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保・向上させていくためには、長年培われたノウハウや人的資産・物的資産等の経営資源の流出を防ぎ、これらの資産を中長期的に保護・育成していくこと、更にはお客様や取引先をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を維持・促進していく等、当社独自の企業文化や経営資源に対する十分な認識と適正な判断が重要な要素であると考えられます。これらが、当社の株券等の大量買付けを行う者により、中長期的に確保

され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益は毀損されることになります。また、経営に関与していない買付者からの大量買付けの提案を受けた際には、上記事項の他、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該大量買付けが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

以上のことから、当社は、当社株券等に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記Ⅰ記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続き等を定めた本プランを導入することといたしました。

２．本プランの概要

本プランは、当社株券等の特定株式保有者等（注１）の議決権割合（注２）を20％以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、または結果として特定株式保有者等の議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様に適切にご判断いただくための必要十分な情報及び時間を確保するために、大量買付者から意向表明書（下記Ⅲ３（１）ア参照。）が当社取締役会または代表取締役に対して提出された場合に、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報（下記Ⅲ３（１）イ参照。）の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉または株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会（下記Ⅲ３（３）参照。）の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して、対抗措置の発動として新株予約権の無償割当てを行うための大量買付ルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会からの勧告を踏まえ、株主の皆様の意思を直接確認することが適切と判断した場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会（下記Ⅲ３（４）「当社取締役会による決議及び株主総会の開催」の定めるところにより、株主意思を確認するための株主総会を開催するときには株主総会）において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為を開始

することができないものとします。
なお、本プランの手続きの流れにつきましては、別紙２をご参照ください。

注１：特定株式保有者等
①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。）または、
②当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注２：議決権割合
①特定株式保有者等が、注１の①記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）または、
②特定株式保有者等が、注１の②記載の場合は、当該買付等を行う者及び当該特別関係者の株式等保有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株式等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

３．大量買付ルールの内容

（１）大量買付者に対する情報提供の要請

ア　意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合、まず当社取締役会または代表取締役に対して、大量買付者の名称、所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等の大量買付者の基本情報、大量買付者が提案する大量買付行為の概要及び大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付けに関する意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を日本語で提出していただくこととします。

イ　情報提供の要請

当社取締役会は、意向表明書を受領した後10営業日以内に、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大量買付情報」といいます。）のリストを交付し、大量買付者には、当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提出していただくこととします。提供を求める大量買付情報の項目は、以下①から⑩のとおりです。

当社取締役会は、独立委員会に対する諮問を経て、大量買付者から提供された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、適宜回答期限を定めて追加情報を提供するよう求めることができるものとします。また、本検討期間（下記Ⅲ３（２）において定義するものとします。）開始後に、大量買付者が、大量買付情報を要求した前提となる大量買付行為の内容を変更した場合には、改めて、当該変更後

の大量買付行為に係る大量買付情報の提供を求めることができるものとします。

なお、当社取締役会は、意向表明書が提出された事実を速やかに開示いたします。また、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報について、当社取締役会が適当と認める方法により、その全部または一部を開示いたします。

当社取締役会は、大量買付者から大量買付情報を受領した場合には速やかに、独立委員会に対し、大量買付者から提供された大量買付情報を提供するものとします。

① 大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下同様とします。）の概要（具体的な名称、所在地、設立準拠法、沿革、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び経歴、当該大量買付行為による買付けと同種の取引の詳細及びその結果等を含みます。）

② 大量買付行為の目的、方法及び内容（大量買付行為の対価の種類及び価格、大量買付行為の実施時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びにその実行の可能性に関する情報等を含みます。）

③ 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）

④ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）

⑤ 大量買付行為後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び財務政策

⑥ 大量買付行為後におけるお客様、取引先、当社使用人及びその他当社のステークホルダーに対する対応方針

⑦ 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

⑧ 他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⑨ 反社会的勢力またはテロ関連組織との関連性の有無及び関連性がある場合にはその内容

⑩ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

（２）当社取締役会における大量買付行為の評価・検討等

当社取締役会は、大量買付者から受領した大量買付情報、当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大量買付者との買付条件

等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとします。

当社取締役会は、評価・検討にあたって、下記Ⅲ３（３）の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会としては、これらの評価・検討期間（以下「本検討期間」といいます。）として、現金のみを対価とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合は、当社取締役会が大量買付者からの大量買付情報の提供が完了したと判断したときから60日間、その他の買付けの場合は90日間を設定し、大量買付者は、本検討期間中に大量買付行為を開始することができないものとし、本検討期間における評価・検討を経て、当社取締役会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われた後にのみ、大量買付行為を開始できるものとします。なお、下記Ⅲ３（４）「当社取締役会による決議及び株主総会の開催」の定めるところにより、株主意思を確認するための株主総会を開催するときには、本検討期間は当該株主総会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまで延長され、大量買付者は、かかる決議が行われるまでは、大量買付行為を開始してはならないものとします。

当社取締役会は、本検討期間を開始した場合には、大量買付者に通知するとともに、当社取締役会が適当と認める方法において、その旨を速やかに開示するものとします。

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においても、なお、大量買付行為の内容についての検討、代替案の提案、大量買付者との交渉等が十分に行われていないと判断した場合には、独立委員会に対する諮問を経て、その決議により、本検討期間を最長30日間延長することができるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大量買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、当社取締役会が適当と認める方法においてその旨を速やかに開示するものとします。

（３）　独立委員会の勧告

ア　独立委員会の設置

本プランにおいては、大量買付者に対する対抗措置の発動にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会を設置し（独立委員会の規則の概要につきましては別紙３のとおりです。）、その判断を経ることとします。

独立委員会は３名以上の委員で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役、社外監査役及び社外有識者

（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任されるものとします。当初の独立委員の氏名及びその略歴等につきましては、別紙４をご参照ください。

イ　独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間の範囲内で審議・検討し、当社取締役会に対して、勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、当社取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。）を行います。

独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報に基づいて、審議・検討を行うものとしますが、審議・検討にあたり、大量買付情報その他の大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができるものとします。また、独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、本検討期間の範囲内で、適宜回答期限を定めた上で、大量買付者の大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合に限ります。）、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができるものとします。

更に、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、その判断にあたり、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、決議を行うものとし、独立委員会からの勧告内容及びその理由その他適切と判断される事項については、営業秘密等、開示に不適切と判断した情報を除き、当社取締役会が適当と認める方法により速やかに開示することとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、勧告を行った後であっても、当該勧告後に大量買付者が、大量買付行為の内容を変更した場合または大量買付行為を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更または勧告の撤回等を行うことができるものとします。

（４）当社取締役会による決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、大量買付行為について評価・検討した結果、大量買付行為が、下記Ⅲ４（１）ア「大量買付ルールが遵守された場合」に記載された、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する著しい侵害をもた

らすことが明らかであると認められる、①から⑧のいずれかの要件または下記Ⅲ４（１）イ「大量買付ルールが遵守されなかった場合」に該当し、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、本検討期間内に、対抗措置を発動する旨の決議を行うものとします。

また、独立委員会から、対抗措置を発動するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合において、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を直接確認することが適切と判断するときには、当社取締役会は、本検討期間内に、株主総会の招集を決議し、対抗措置発動の是非に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

なお、当社取締役会が当該招集決議を行った場合、本検討期間は当該株主総会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまで延長され、大量買付者は、当該決議が行われるまで大量買付行為を開始してはならないものとします。

４．大量買付行為に対する対抗措置

（１） 対抗措置発動の条件

ア 大量買付ルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等の大量買付行為について、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様に、大量買付情報をはじめとする大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要十分な情報、大量買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見、代替案の提案を受ける機会等の提供並びにこれらの検討のために必要十分な時間を保証することを目的として一定の手続きを定めているものです。

従いまして、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。ただし、大量買付者が、大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付情報、その他大量買付者から受領した情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大量買付行為の内容等を検討した結果、当該大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する著しい侵害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ここで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する著しい侵害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合とは、具体的には、以下①から⑧のいずれかの要件の一つまたは複数の要件に該当する場合とします。

① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株

式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆる「グリーンメイラー」に該当する場合）

② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先やお客様等を大量買付者またはそのグループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合

③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者またはそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する目的で大量買付行為を行っている場合

④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合

⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様に事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）

⑥ 買付条件が、当社の本源的価値に鑑み著しく不十分、不適当な場合

⑦ 大量買付者による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の利益が損なわれ、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく損なわれる場合

⑧ 公序良俗の観点から支配株主として不適当な者による大量買付行為である場合

イ 大量買付ルールが遵守されなかった場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を講ずるべきでないことが明白である場合その他特段の事情が認められる場合を除き、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。なお、大量買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大量買付者側の事情を合理的に勘案し、少なくとも大量買付情報の、重要でない一部が提出されないことのみをもって、大量買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

（２）対抗措置の発動及びその内容

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を講ずるべきでないことが明白である場合その他特段の事情が認められる場合を除き、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保のために、対抗措置の発動の決議を行う

ものとします。なお、大量買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大量買付者側の事情を合理的に勘案し、少なくとも大量買付情報の、重要でない一部が提出されないことのみをもって、大量買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

（３）対抗措置の中止または撤回

当社取締役会は、対抗措置の発動として新株予約権の無償割当てに関する事項を決定した後であっても、大量買付行為の内容の変更または撤回等、対抗措置の発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する著しい侵害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合または対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会に対する諮問を経た上で、対抗措置の発動に係る決議を中止または撤回することができるものとします。

具体的には、当社取締役会が効力発生日の前日までの間に新株予約権無償割当ての実施を中止し、または効力発生日以降権利行使開始日の前日までの間に割当てられた新株予約権を無償にて当社が取得することがあります。

５．本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会において、買収防衛策導入等の決定機関及び新株予約権無償割当にかかる定款変更並びに本プランの導入に関する議案について株主の皆様にご承認いただくことを条件として、その効力が発生し、平成31年６月に開催予定の当社第47回定時株主総会の終了の時まで効力を有するものとします。当社は、当社第47回定時株主総会において、本プランの継続について、株主の皆様の意思を確認するものとし、本プランの継続についてご承認が得られた場合には、当該定時株主総会終了後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時まで効力を有するものとし、以後も同様に、３年ごとに承認を得ることとします。

もっとも、株主の皆様にご承認いただいた後であっても、有効期間の満了前に、当社株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で変更または廃止されるものとし、また、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議を行った場合には、本プランはその時点で廃止となるものとします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、上場規程等の新設または改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合、または誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、株主の皆様に不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正または変更がなされた場合には、当該廃止、修正または変更等の事実及び内容その他の事項について、速やか

に開示するものとします。

Ⅳ．上記の各取組みの合理性

１．　基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ）の合理性について

上記Ⅱ「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。従いまして、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

２．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）（上記Ⅲ）の合理性について

（１）本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

（２）本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア　買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足しております。

また、本プランは、企業価値研究会が平成20年６月30日付で発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

イ　株主の皆様の意思の重視と情報開示

当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を本プランの発効の条件としており、本プランの導入には株主の皆様の意思が反映されるものとなっております。

また、当社は、上記Ⅲ３（４）「当社取締役会による決議及び株主総会の開催」において述べたとおり、一定の場合に、対抗措置発動の是非

について、株主の皆様の意思を確認するものとしています。なお、当社取締役会は、上記Ⅲ３（１）「大量買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める方法により速やかに開示することとしていることから、当該対抗措置発動の是非の判断に際し、株主の皆様に適切に意思形成を行っていただく仕組みを確保しています。

更に、上記Ⅲ５「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、有効期間を３年間とするいわゆるサンセット条項が付され、本プランの継続に際しては、株主の皆様の意思を確認することが予定されており、かつ、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で変更または廃止されることになっており、本プランの変更、継続及び廃止は、株主の皆様のご意思が反映されるものとなっております。

ウ　当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

①独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置いたします。当社に対して大量買付行為がなされた場合には、上記Ⅲ３（３）「独立委員会の勧告」記載のとおり、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

また、上記Ⅲ３（３）イ「独立委員会による検討等」記載のとおり、独立委員会の勧告の内容等については株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める方法により速やかに開示することとしており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

②合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ４「大量買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合、または大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

エ　第三者専門家の意見の取得

上記Ⅲ３（３）イ「独立委員会による検討等」に記載のとおり、独立委員会は、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者

（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

オ　デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ５「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

Ⅴ. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

１．本プランの導入が株主及び投資家の皆様に与える影響等

本プランは、導入時点において新株予約権の割当てを行うものではありませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はありません。もっとも、本プランは、株主及び投資家の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な時間及び情報の確保や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、更には、株主及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、株主及び投資家の皆様は、必要十分な時間及び情報に基づいて、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主及び投資家の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えております。従いまして、本プランの導入は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ４（１）のとおり、大量買付者が本プランに定められたルールを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

２．対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大量買付者が本プランに定められたルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことがありますが、当社取締役会が対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

当社取締役会が対抗措置として新株予約権無償割当てを行うことを決定した場合、大量買付者につきましては、保有する株式について希釈化が生じる

など、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置の発動の対象となった大量買付者を除く株主の皆様につきましては、当該対抗措置の仕組み上、当該新株予約権の行使に伴う新株式の交付または当社による当該新株予約権の取得に伴う新株式の交付により、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、上記Ⅲ４（３）のとおり、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式１株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

３．新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様に必要となる手続き

当社取締役会が、対抗措置として別紙５の概要に従った新株予約権の無償割当てを行う場合及び当社が新株予約権を取得する場合に株主の皆様に関連する手続きにつきましては、以下のとおりです。

（１）新株予約権無償割当てを行う場合の手続き

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続きを行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主の皆様に対して行われるため、名義書換えが完了していない株主の皆様におかれましては、当該基準日までに名義書換えを完了していただく必要がありますのでご留意ください。

（２）株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき、別途、お知らせいたします。

（３）当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続きを行えば、当社が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続きを経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大量買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合があります。

以上

別紙１

当社の株式の状況（平成28年３月31日現在）

（１）　発行可能株式総数　　18,400,000株（注１）
（２）　発行済株式の総数　　8,550,400株
（３）　大株主の状況（注２）

株　　主　　名	持　株　数（千株）	持　株　比　率（%）
谷　垣　　忠　成	985	12.3
アサヒビール株式会社	611	7.6
麒麟麦酒株式会社	270	3.4
丸紅株式会社	200	2.5
サントリー酒類株式会社	161	2.0
株式会社三井住友銀行	160	2.0
株式会社みずほ銀行	159	2.0
谷　垣　　雅　之	140	1.8
日本生命保険相互会社	102	1.3
株式会社ニチレイフレッシュ	98	1.2

（注１）平成28年６月19日開催予定の第44回定時株主総会において「発行可能株式総数」を、34,201,600株に変更する予定です。
（注２）持株比率は、自己株式（521,598株）を控除して計算しております。

別紙２

手続きの流れ

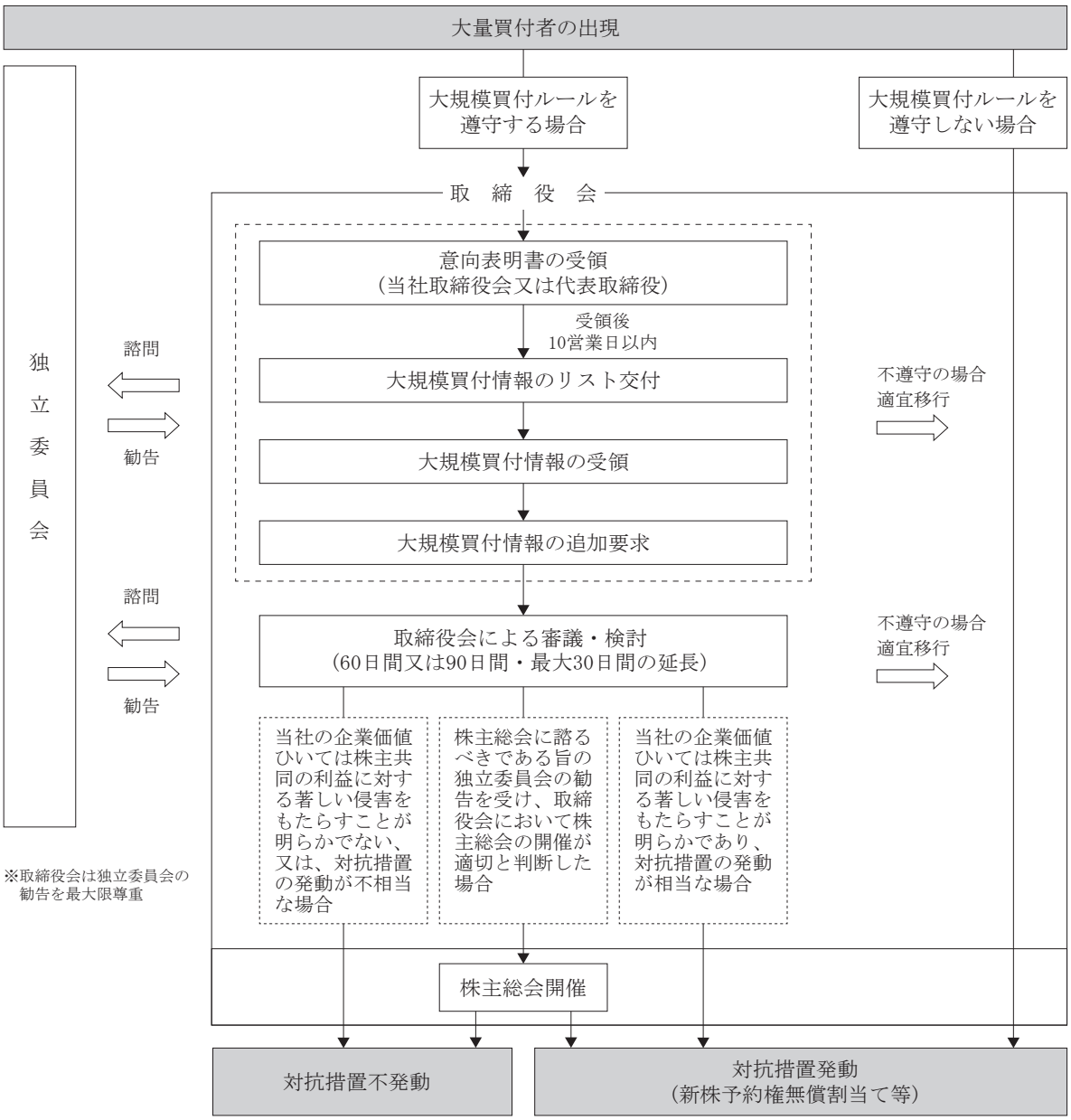

上記「手続きの流れ」は、あくまで大規模買付ルールの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、大規模買付ルールの詳細内容については、議案本文をご参照ください。

別紙３

独立委員会規則の概要

１．独立委員会設置の目的
　独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために設置される。
２．独立委員会の構成及び選任手続き
　独立委員会の委員は３名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれらに準ずる者を含む。）の中から取締役会の決議により選任する。
３．独立委員の任期
　独立委員会の委員の任期は、選任の時から、その後最初に開催される定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員が、社外取締役または社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員としての任期も同時に終了するものとする。
４．独立委員会の招集手続き
　独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。
５．独立委員会の決議方法
　独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。
６．独立委員会の審議・検討事項
（１）独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行うこととする。
①本プランにおける対抗措置の発動の是非
②本プランにおける対抗措置の中止または撤回
③大量買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断
④本検討期間の延長の要否
⑤対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
⑥株主に不利益を与えない範囲での本プランの修正または変更
⑦その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
（２）独立委員会は、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から

提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。また、独立委員会は、当社取締役会に対して、一定の情報の提供を要求することができる。

７．独立委員会の出席者

独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または使用人等を出席させ、独立委員会が必要な情報の提供を求めることができる。

８．第三者の助言

独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以上

別紙４

独立委員会委員の紹介

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の３名であります。

①持永　政人　　生年月日　昭和31年９月２日
略歴
昭和56年４月　　藤田観光株式会社入社
平成14年４月　　同社人事部長
平成15年３月　　東京ベイ有明ワシントンホテル総支配人
平成18年３月　　フォーシーズンズホテル椿山荘東京総支配人
平成22年４月　　摂南大学経済学部教授（現任）
平成23年６月　　当社取締役就任（現任）

②田中　浩子　　生年月日　昭和40年４月１日
略歴
平成元年４月　　同志社女子大学公衆栄養学研究室実習助手
平成３年４月　　京都府栄養士会入会（管理栄養士）
平成11年10月　　有限会社田中浩子事務所（現　株式会社Tast One）設立
　　同代表取締役就任
平成19年４月　　大手前栄養学院専門学校管理栄養士課程　非常勤講師
平成20年６月　　当社取締役就任（現任）
平成23年７月　　大阪成蹊大学マネジメント学部准教授
平成26年４月　　大阪成蹊大学マネジメント学部教授
平成28年４月　　県立広島大学大学院経営管理研究科教授（現任）

③岩田　　潤　　生年月日　昭和44年12月23日
略歴
平成４年10月　　青山監査法人（現　ＰｗＣあらた監査法人）入所
平成８年３月　　公認会計士登録
平成11年１月　　プライスウォーターハウス税務事務所
　　（現　税理士法人プライスウォーターハウスクーパース）入所
平成13年９月　　岩田公認会計士事務所設立同所長（現任）
平成17年６月　　当社監査役就任（現任）
平成20年10月　　ＢＴＪ税理士法人設立同代表社員就任（現任）
平成22年１月　　アトラ株式会社社外監査役就任（現任）
平成23年８月　　株式会社ドーン社外取締役就任（現任）

当社は上記３名は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行っております。

以上

別紙５

新株予約権の概要

１．割当てる新株予約権の総数
　株主に割当てる新株予約権の総数は、当社取締役会で定める割当ての基準日（以下「基準日」という。）における当社の発行済株式総数（ただし、基準日において当社の有する当社普通株式の数に相当する数は除く。）と同数とする。

２．割当ての対象となる株主及びその割当て方法
　基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新株予約権を無償で割当てる。

３．新株予約権の目的である株式の種類及び数
　新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は１株とする。ただし、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合またはその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。

４．新株予約権無償割当ての効力発生日
　当社取締役会において別途定める。

５．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式１株当たり金１円以上として当社取締役会において定める額とする。

６．新株予約権の譲渡制限
　新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

７．当社による新株予約権の取得
①　当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
②　当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、下記８の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。

８．新株予約権の行使条件
　大量買付者及びその特定株式保有者等ならびに大量買付者及びその特定株式保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得または承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。

９．その他
　新株予約権の行使期間等その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以　上

株主総会避難経路図

【アジア太平洋トレードセンター（ＡＴＣ）１階　Ｃホール】

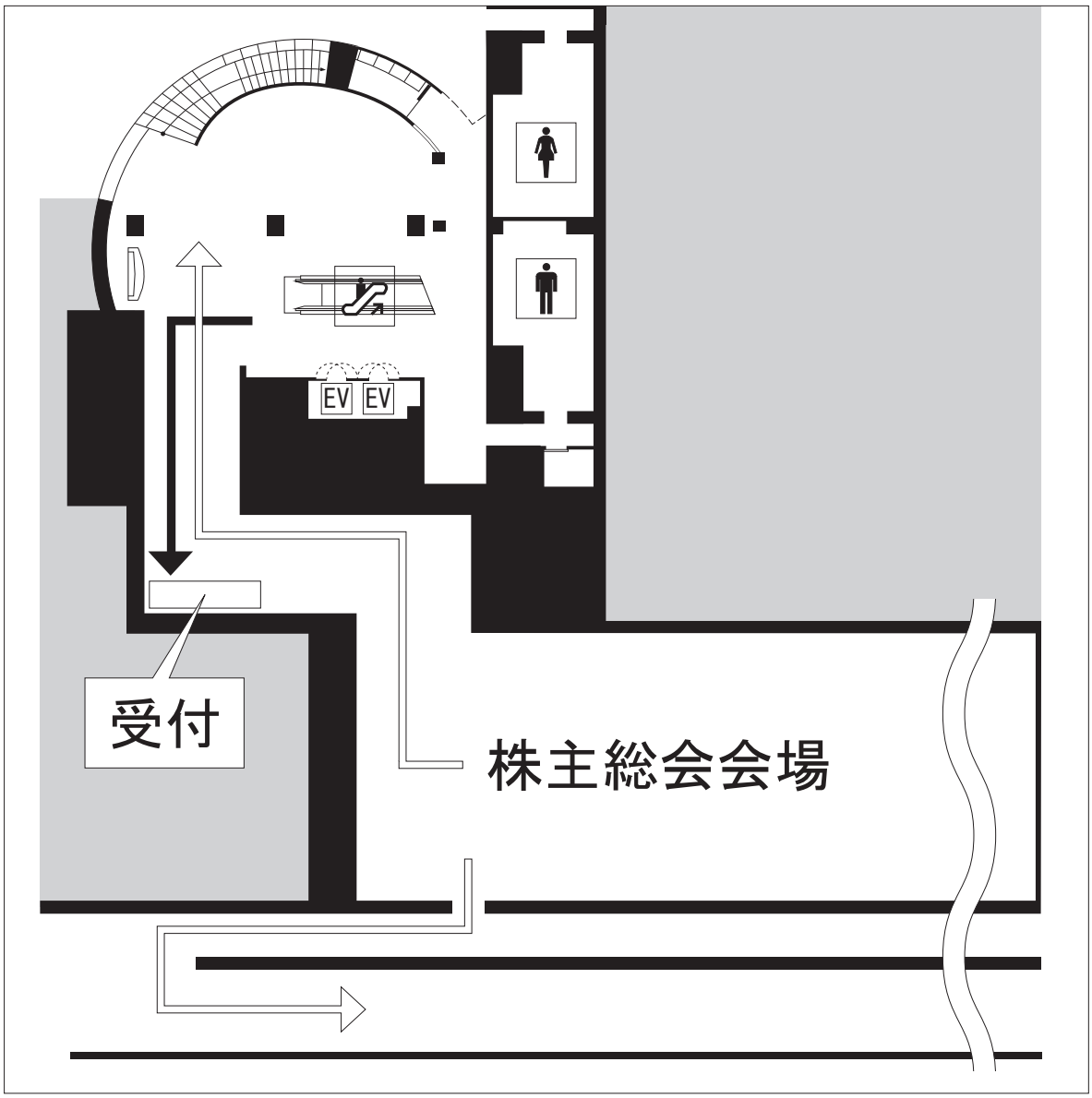

: 会場出入口　　: 避難経路

EV　エレベーター　　男子トイレ　　女子トイレ　　エスカレーター

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

■会場のご案内

大阪市住之江区南港北２丁目１番10号
アジア太平洋トレードセンター（ＡＴＣ）１階　Ｃホール
ご連絡先　06－6615－5006

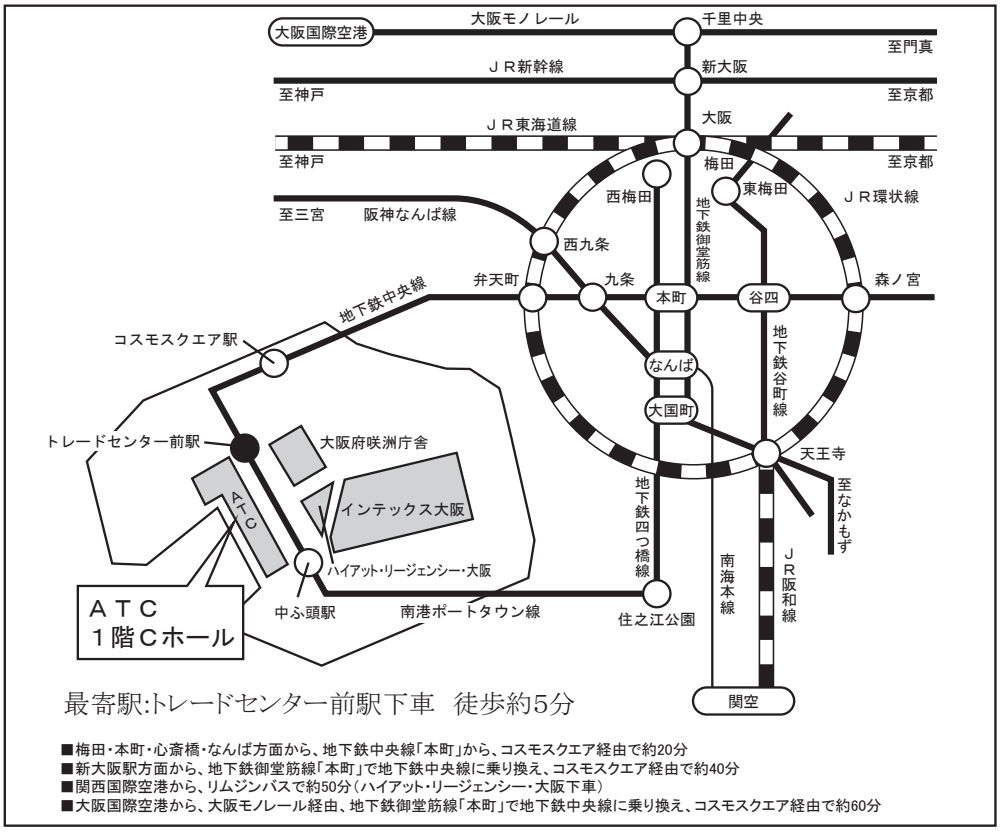

■交通のご案内

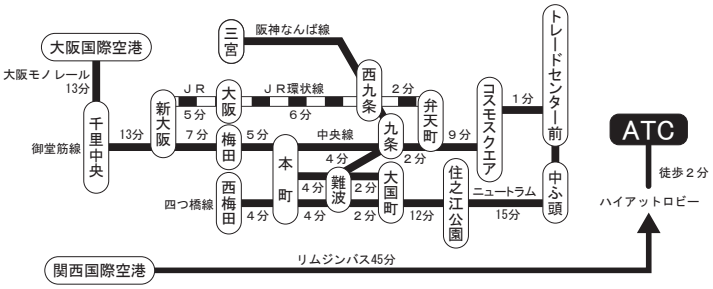

（当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。）